

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県日出町長

## 公表日

令和5年10月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>本事業は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、保健指導、各種検診など、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の利用申込、事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行うものである。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①健康教育</li><li>②健康相談</li><li>③訪問指導</li><li>④健康診査</li><li>⑤保健指導</li><li>⑥歯周疾患検診</li><li>⑦骨粗鬆症検診</li><li>⑧肝炎ウイルス検診</li><li>⑨がん検診</li></ul>
③システムの名称	(1)eG-Wellness健康管理システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健診台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 76の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 102の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3130

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	なし	(1)Tops21-e統合宛名システム (2)Tops21-e共通管理システム	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	別表第一 76の項	第9条第1項及び別表第一 76の項	事後	
平成28年5月6日	I 4. ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成28年5月6日	I 5. ②所属長	健康増進課長 高倉 伸介	健康増進課長 利光 隆男	事後	
平成28年5月22日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e統合宛名システム (2)Tops21-e共通管理システム	(1)Tops21-e統合宛名システム (2)Tops21-e共通管理システム (3)eG-Wellness 健康管理システム	事後	
令和1年6月10日	特記事項	健康増進事業関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者へ委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。	なし	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	健康増進課長 利光 隆男	健康増進課長	事後	
令和1年6月10日	I 7. 請求先	(略)大分県速見郡日出町2974番地の1(略)	(略)大分県速見郡日出町2974番地1(略)	事後	
令和1年6月10日	I 8. 連絡先	(略)大分県速見郡日出町2974番地の1(略)	(略)大分県速見郡日出町2974番地1(略)	事後	
令和1年6月10日	II 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e統合宛名システム (2)Tops21-e共通管理システム (3)eG-Wellness 健康管理システム	(1)eG-Wellness健康管理システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 76の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年3月11日	I 1. ②事務の概要	本事業は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の利用申込、事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行うものである。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①健康教育 ②健康相談 ③訪問指導 ④各種検診	本事業は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、保健指導、各種検診など、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の利用申込、事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行うものである。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①健康教育 ②健康相談 ③訪問指導 ④健康診査 ⑤保健指導 ⑥歯周疾患検診 ⑦骨粗鬆症検診 ⑧肝炎ウイルス検診 ⑨がん検診	事前	
令和4年3月11日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 4. ②法令上の根拠		(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第3号及び別表第二 102の2項	事前	
令和4年3月11日	II 1. 対象人数	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事前	
令和4年3月11日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年3月11日	II 2. 取扱者数	1)500人以上	2)500人未満	事前	
令和4年3月11日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	